

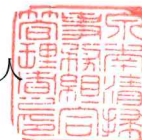


泉南清掃事務組合公告第 5 号

制限付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 3 年 4 月 27 日

泉南清掃事務組合管理者 竹中勇人



1. 入札に付する事項

件名：ごみ処理基本計画及び地域計画策定業務委託

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日において泉南清掃事務組合（以下「本組合」という。）の構成市（泉南市・阪南市）において令和 3 年度の「測量・コンサルタント」関係、もしくは「役務提供」関係の入札参加資格を有していること。（どちらかの市に登録していればよい。）なお、構成市に登録する入札参加資格の申請で支店等に委任している場合は、受任者名とする。
- (3) 公告の日より過去 2 年間（令和元、2 年度）に、他の地方公共団体において、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務及び循環型社会形成推進地域計画策定業務を受注した件数が 2 件以上あり、確実に履行した実績があること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・基本計画、地域計画策定業務の実績がそれぞれ 2 件有すること。・基本計画と地域計画の策定を兼ねて発注している業務の場合、それぞれ 1 件ずつの実績とする。 |
|---|

- (4) 管理技術者は、過去 2 年間（令和元、2 年度）に、他の地方公共団体において、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務及び循環型社会形成推進地域計画策定業務を受注し管理（主任）技術者に選任された件数がそれぞれ 1 件以上あり、確実に履行した実績があること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・基本計画、地域計画策定業務の実績がそれぞれ 1 件有すること。・履行実績はそれぞれ管理（主任）技術者に選任されていること。（担当技術者は含まない。）・基本計画と地域計画の策定を兼ねて発注している業務の場合、それぞれ 1 件ずつの実績とする。 |
|---|

つの実績とする。

- (5) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法で定める技術士(衛生工学部門：廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画のいずれか)の資格取得後5年以上を有すること。なお、管理技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- (6) 管理技術者及び照査技術者は、1年以上の直接的な雇用関係にあること。
- (7) 本業務における良質な品質を担保する観点より、廃棄物関連のコンサルタントとして豊富な経験と技術を持ち、相当の業務実績があるものへ発注することから、公告の日において、一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会の会員に登録されていること。
- (8) 「入札参加申込書」(様式1)の提出日から契約締結の日までの間に、本組合構成市から指名停止を受けていないこと。
- (9) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有するものではないこと。
- (13) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (14) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (15) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立て{同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。}をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあって

は、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(16) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(17) 他の入札参加者との間に資本若しくは人事面において関連がないこと。資本若しくは人事面で関連がある場合とは、次の①から⑤までのいずれかに該当することをいう。

① 会社(会社法第2第4の規定による親会社をいう)と子会社(会社法第2第3号の規定による子会社をいう)の関係にある場合。

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

⑤ 上記①から④と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 入札参加資格審査申請

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加申込書提出期日までに次の書類を提出し、本組合の制限付一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

① 入札参加申込書(様式1、3、4-1、4-2、5、6)

※ 様式6(使用印鑑届)は本組合の構成市に登録する使用印であること。

② 資本関係・人的関係等に関する調書(様式7、8)

(2) 申請書類の提出は、本組合の様式により行うものとし、入札参加申込書提出期日までに指定場所に提出するものとする。(土・日及び祝日は除く)

なお、郵送による場合は指定した期日までに必着すること。

また、郵送による申請を行う場合、組合は郵送に関する責任は一切負いませんので、申請者の責任において申請すること。

(3) 提出された申請書類等は返却しない。

(4) 提出場所

〒599-0201

大阪府阪南市尾崎町532番地 (泉南清掃工場)

泉南清掃事務組合

担当 事業課 八塚(やつづか)

TEL. 072-484-0581 FAX. 072-484-1011

(5) 入札参加申込書提出期日

令和3年5月14日(金) 午後5時まで

4. 入札に係る書類の配布

(1) 実施要領等の配布は本組合のホームページに掲載するので、随時ダウンロードすること。

(2) 窓口、郵送での配布はしない。

(4) ダウンロード可能期間

本公告日から令和3年5月14日(金)まで

(5) ダウンロード先

泉南清掃事務組合トップページ、「泉南清掃事務組合からのお知らせ」情報より本業務の入札に関する情報を掲示するので、こちらより各自入手すること。

(6) 本組合ホームページ：トップページ

<https://www.sennanseisou.jp/>

5. 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加申込書類の提出書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認めた申請者には、入札参加資格確認通知書を交付する。また、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、その旨の理由を付して通知する。

(2) 入札参加資格確認通知書の交付及び入札参加資格を認めなかった申請者に対する通知は、令和3年5月19日(水)に入札参加申込書(様式1)に記載された担当者へ電子メールにより速報し、通知書原本は後日郵送する。

(3) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和3年5月21日(金)正午までに本組合事業課まで書面を持参(郵送による場合は必着)すること。回答は、令和3年5月26日(水)までに入札参加申込書(様式1)に記載された担当者へ電子メールにより速報し、通知書原本は後日郵送する。

(4) 入札参加資格を有する者については本審査結果通知後、入札当日に必要な書類を入札参加申込書(様式1)に記載する担当者へ電子メールにより送信する。

6. 入札参加資格及び入札、仕様書等に関する質疑、回答

入札および仕様書等に関する質疑がある場合は、指定された質疑書(様式2)で作成し、電子メールで送信すること。なお、受付及び回答については次のとおりとする。

(1)入札参加資格に係る質疑(入札に関すること ※主に入札参加資格に関すること)

- ①提出期限：令和3年5月7日(金)正午まで
- ②提出方法：電子メールもしくはFAXによる。
- ③回答方法：本組合で取りまとめ、令和3年5月12日(水)までに入札参加申込者全てに対し、入札参加申込書(様式1)に記載された担当者へ電子メールにより回答する。

(2)入札および仕様書に係る質疑

- ①提出期限：令和3年5月21日(金)正午まで
- ②提出方法：電子メールもしくはFAXによる。
- ③回答方法：本組合で取りまとめ、令和3年5月26日(水)までに入札参加資格を有する者全てに対し、入札参加申込書(様式1)に記載された担当者へ電子メールにより回答する。

(3)その他

- ①着信確認：電子メール送信後、必ず電話で連絡を取ること。
電話による着信確認を行わなかった場合、質疑は無かったものとして取り扱う。なお、本組合からの電子メールによる回答は着信確認を省略するので、各期日までに回答がない場合は電話により確認を取ること。
- ②送信先：泉南清掃事務組合 事業課 担当)八塚<やつづか>
連絡先；事業課 電話 072-484-0581
- ③E-mail：j-kanri@sennanseisou.jp
※件名に【八塚宛て】を付記してください。

7. 入札保証金に関する事項

免除

ただし、落札者が本組合指定の期限までに契約を締結しないときは、契約予定金額（落札金額に消費税等相当額を含んだ金額）の100分の3に相当する額以上の違約金を徴収する。

8. 入札方法

- (1) 郵送、電送による入札は認めない。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、3回を限度とする。入札書は入札場所にて配布する。
- (4) 入札当日に、入札参加資格結果の通知書(写)を持参すること。
- (5) 本入札については、最低制限価格を設けない。

9. 予定価格の公表(事後公表)

落札者決定後に公表する。

10. 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和3年5月28日(金) 午後2時00分
- (2) 入札場所 大阪府阪南市尾崎町532番地 泉南清掃工場
泉南清掃事務組合 3階会議室

11. 落札者の決定に関する留意事項

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
- (3) 入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めるときは、落札者の決定を保留することができる。

12. 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに入札参加資格者に配布する入札要領及び入札要項において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、本組合により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札に参加する資格のない者が投函した入札書は無効とする。

1 3. 入札の中止等

入札に参加する者が2者に満たないときは、当該入札を中止する。また、入札前に天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期または中止する場合がある。

1 4. 契約保証金に関する事項

落札者は、本組合との契約の締結前に、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を填補する履行保証保険契約を締結した場合。
- (2) 落札者が過去2年間の間に本組合、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって履行した実績があり、実績を記載した契約保証金免除申請書を提出し本組合が承認した場合。

1 5. 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後、指定した日(令和3年6月4日(金))を予定)までに契約を締結しなければならない。期間内に契約を締結しない場合は、落札者としての権利を失う。

1 6. 支払条件

業務完了検査合格後、契約者からの請求により一括で支払う。

1 7. 契約不適合責任期間

業務完了後に発注者が不具合を知った日から1年以内に受注者へ契約不適合があった

事実を通知し、履行の追完について定めた相当の期間とする。

18. その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、泉南市財務規則(準ずる)、入札要領、入札要項等を遵守すること。
- (2) 入札及び契約に係る経費については入札に参加する者の負担とする。
- (3) 本業務が一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC: ジャシック) によるテクリス登録の対象となる場合、受注者の負担により登録を行うこと。

19. 問合せ先

大阪府阪南市尾崎町 532 番地

泉南清掃事務組合 事業課 担当) 八塚<やつづか>

電話 072-484-0581